

山形県

県・市町村連携推進方針



平成30年3月

県・市町村連携推進会議

< 目 次 >

| | |
|---------------------------------------|----|
| <u>1 県と市町村との連携について</u> | 1 |
| (1) 県内市町村を取り巻く情勢 | 1 |
| (2) 市町村間／県と市町村との連携の現状 | 3 |
| (3) 課題 | 5 |
| <u>2 今後の連携推進の基本的な考え方</u> | 6 |
| (1) 県と市町村とのさらなる連携の趣旨 | 6 |
| (2) 連携推進の視点 | 6 |
| <u>3 さらなる連携推進の方向性</u> | 8 |
| (1) 連携推進に係る新たな方向性 | 8 |
| (2) 連携の枠組み | 9 |
| <u>4 連携推進に向けた体制</u> | 12 |
| (1) 地域における推進体制 | 12 |
| (2) 全県的な推進体制 | 12 |
| [参考資料] | |
| ○「県・市町村連携推進方針」の検討経過 | 16 |
| ○ 県・市町村連携推進会議設置要綱 | 17 |
| ○「県内市町村を取り巻く情勢」に係る補足資料 | 20 |
| (人口減少・高齢化の状況、市町村間の連携の状況) | |
| ○「県と市町村及び市町村間の連携課題・ニーズ調査」の結果概要 | 21 |
| ○「山形県行財政改革推進プラン」の抜粋 | 22 |
| ○「山形県短期アクションプラン」の抜粋 | 24 |

1 県と市町村との連携について

(1) 県内市町村を取り巻く情勢

住民に身近な基礎自治体である市町村は、人々の暮らしを支える行政サービスを総合的に提供する役割を有するものの、人口減少の加速化や行政ニーズの多様化・複雑化、職員数の減少等は、市町村における安定的・持続的な行政サービスの提供に大きな影響を及ぼしている。

一方、人口減少問題の克服と成長力の確保を図り、将来にわたって活力ある地域社会を維持・形成していくため、県内市町村においては、それぞれの「地域創生」の実現に向けて、地域の特性を活かした積極的・効果的な取り組みが求められている。

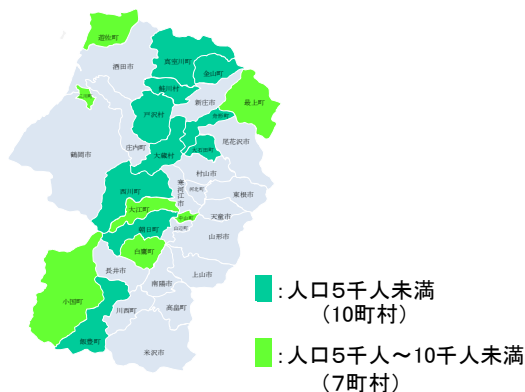
ア 少子高齢化を伴う人口減少の加速化

- 少子高齢化の進展や若者人口の流出により県内市町村の人口減少が進み、特に町村部において減少が加速している状況にある。

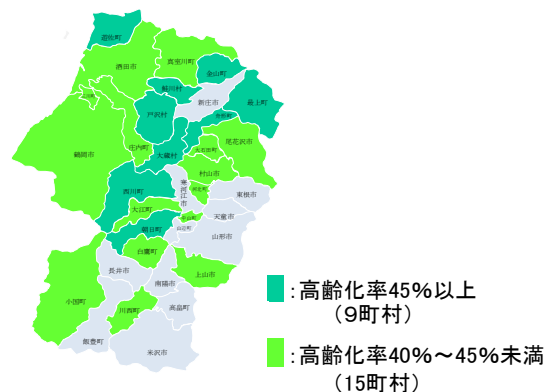
2040年には、人口5千人未満の小規模自治体が10町村、高齢化率45%以上の自治体が9町村といった推計がなされている。【図表1、図表2】

- こうした状況の下、今後、多くの市町村（特に小規模町村）で、税収等の減少や社会保障費の増加等に伴う財政の硬直化、地域コミュニティの衰退、医療や福祉・介護に関する需要の増加等、行財政運営に大きな影響が及んでいくことが懸念される。

【図表1】小規模市町村の状況
(2040推計)



【図表2】市町村の高齢化率の状況
(2040推計)



国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)に基づき整理

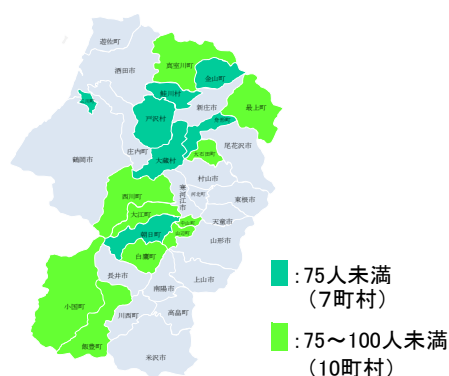
イ 行政ニーズの多様化・複雑化

- 少子高齢化を伴う人口減少の加速化に加え、グローバル化の進展、ICTの急速な発達、安全・安心に対する住民意識の高まりなどの社会経済情勢の変化により、住民の暮らしや地域経済、地域社会といった幅広い分野で、行政ニーズの多様化・複雑化が進んでいる。
- こうした新たな行政ニーズは、一定の専門性を要するものや広域的な対応が求められるものも多く、市町村単独での対応が困難な場合や市町村個々で対応することが非効率な場合も想定される。

ウ 職員数の減少・専門技術職員の不足

- 県内市町村において、一般行政部門の職員数が100人未満の自治体は17町村、うち75人未満の自治体は7町村となっている。【図表3】
- 町村部を中心に、土木や農林等の専門技術職員が配置されていない、又は極めて少人数しか配置されていない自治体も多い。【図表4】
職員数の少ない自治体では、職員が広範な業務を担当するケースも多く、専門性の確保や新たな行政ニーズへの対応等、職員の負担も増大している。

【図表3】一般行政部門の職員数の状況
(H29.4現在)



【図表4】専門技術職員の配置状況
(H29.4現在)

| | なし | 1~2名 |
|----------|-------|------|
| 土木技師 | 11市町村 | 4町 |
| 建築技師 | 20市町村 | 5市町 |
| 農林水産技師 | 22市町村 | 8市町 |
| 3職種の職員なし | 10市町村 | |

『平成29年地方公共団体定員管理調査結果』
(総務省)に基づき整理

エ 地域創生の取組みの積極化

- 各市町村において、平成27年度に策定した「地方版総合戦略」に基づき、雇用の創出や移住・定住の促進、若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現、活力ある地域づくり等の取組みが行われている。
- 具体的な成果を挙げることを通じて、それぞれの「地域創生」を実現していくためにも、豊かな自然や質の高い農林水産物、企業の優れた技術力、歴史・文化等の地域資源の最大限の活用と、大学やNPO、さらには他の自治体等も含む多様な主体との連携をより一層積極的・効果的に展開していく必要がある。

(2) 市町村間／県と市町村との連携の現状

市町村間の連携及び県と市町村との連携に関しては、これまでも地域の実情や時々の課題に応じて、様々な取組みが展開されてきている。

このうち、県と市町村との連携に関しては、県内4地域に県の総合出先機関である「総合支庁」が設置されていることを踏まえ、とりわけ総合支庁と管内市町村との連携を積極的に推進している。

ア 市町村間の連携

- 一部事務組合や事務の委託等、地方自治法の広域的な連携の仕組みを活用し、事務処理の効率化・質的向上を図る様々な取組みが行われている。
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担しながら、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地域への定住を促進する「定住自立圏」の取組みも、県内の各地域で行われている。

[上記の市町村間の連携の事例は「参考資料」を参照]

イ 県と市町村との連携

- 観光や農林、土木といった分野を中心に、時々の課題に応じて、施策や業務に関する様々な連携の取組みが行われている。

[連携の事例は、「3 (2) 連携の枠組み」(P 9~10)を参照]

中でも、町村を中心に、専門技術職員が不足する土木や農林等の分野については、県の外郭団体を含め、技術面での助言や技術研修、災害時の応援等の対応が図られている。

〈専門的・技術的分野に係る対応の例〉

(★：県の本庁で実施、☆：総合支庁で実施、*：外郭団体で実施)

◇土木関係

- ★公共調達スキルアッププログラム：一般研修（設計、システム等）や専門研修（維持管理、災害復旧等）の実施
- *災害復旧支援エンジニア制度：県技術職OB（認定者）の被災市町村への派遣
〔(公財)山形県建設技術センター〕

◇建築関係

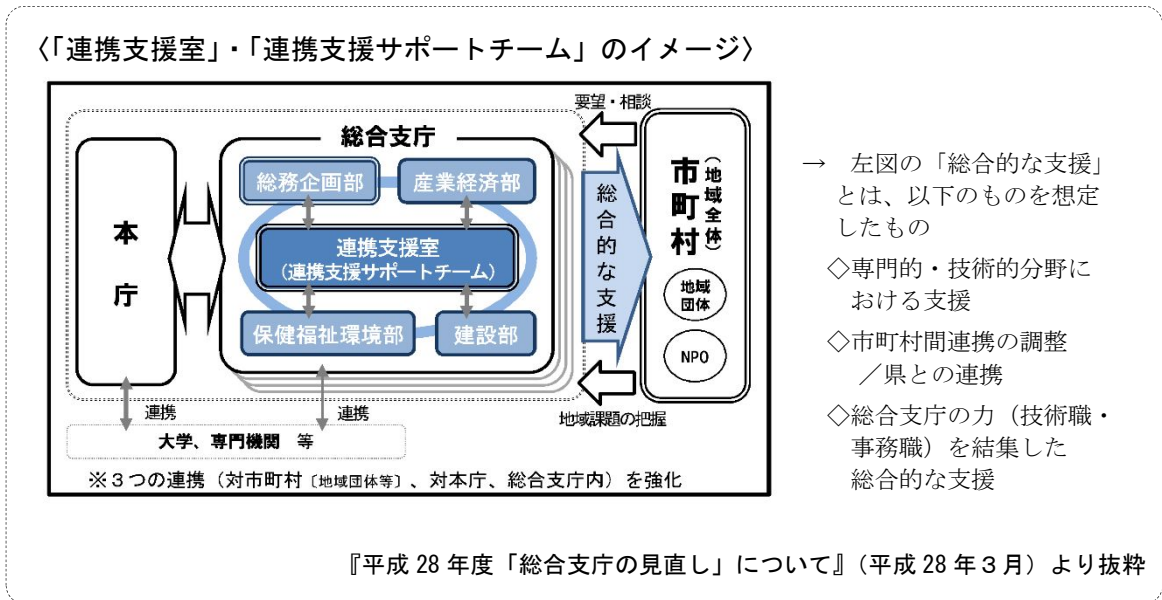
- ★被災建築物危険度の判定講習：判定士・判定コーディネーター養成講習会の開催、模擬訓練の実施
- ☆空き家対策支援：空き家対策計画の策定支援、特定空き家判断基準の検討会の開催

◇農林関係

- ★市町村森林技術職員基礎研修：法制度や森林整備計画策定の知識の習得
- ☆農地・農業用施設の災害復旧に関する技術的支援・助言

- 各地域においては、それぞれの地域課題の解決に向けて、総合支庁と管内市町村が連携した各種の取組みが行われている。

平成 28 年度には、県は総合支庁に「連携支援室」と各部横断の「連携支援サポートチーム」を設置して市町村との連携推進体制を強化し、地域の実情を踏まえた取組みがより一層積極的に展開されている。



- 〈地域における連携の取組みの例〉
- 村 山：山形市の中核市移行後を見据えた「連携中枢都市圏」形成に係る研究会の開催
 - 西村山：「西村山地域広域連携協議会」（管内市町、村山総合支庁等で構成）の下、高校生の下校用バスの調査運行を実施
 - 北村山：「北村山地域連携推進研究会」（管内市町、村山総合支庁で構成）の下、国道 347 号 通年通行や東北中央自動車道開通の効果を活用した広域観光の推進
 - 最 上：「最上地域政策研究所」（管内の市町村及び最上総合支庁の職員が研究員）の下、地域課題の解決に向けた施策立案を実施
 - 置 賜：「おきたま元気創造ラボ」（地域で活躍する若者や行政機関の若手職員等で構成）による地域活性化に向けた取組みの実施
 - 庄 内：庄内空港の利用拡大の取組みの推進（総合支庁も事務局に参画し、体制を強化）

- 具体的な連携の取組みのほか、県政運営や県と市町村が連携した施策のあり方等について情報共有・意見交換を行うため、以下の会議を開催している。

市町村長会議（例年 5 月に開催、参加者：市町村長、知事、副知事、県幹部）

県・市町村行政懇談会（例年 10 月に開催、参加者：市町村長、市町村議会議長、知事、副知事、県幹部）

その他、総合支庁単位で副首長会議や企画担当課長会議等も開催

(3) 課題

県内市町村（特に小規模町村）において、

- ① 行政サービスの安定的・持続的な提供
- ② 人口減少問題の克服と成長力確保に向けた取組みの積極的な展開

を図っていくためには、
分野や行政の枠を越え、県内外の多様な資源を一層活用していくことが必要である。

- 前述のような県内市町村を取り巻く情勢の下、将来にわたって県民の安全・安心、快適な暮らしを確保していくため、住民に身近な市町村、特に小規模町村による行政サービスの安定的・持続的な提供が大きな課題となっている。
このような中、厳しい財政状況の下、人口減少問題の克服と成長力確保のため、それぞれの「地域創生」実現に向けた積極的な取組みが市町村に求められている。
- 県内市町村において、これらに的確かつ効果的に対応していくためには、各市町村及び県が有する資源を地域全体で有効に活用するとともに、その他の県内外の多様な資源（ヒト、モノ、カネ、情報等）についても、より一層活用していくことが必要である。
また、行政ニーズが多様化・複雑化する中、分野毎に個々に対応するだけでなく、分野横断型で総合的に対応していく視点が極めて重要であり、分野や行政の枠を越えた活用を積極的に推進していく必要がある。
- 以上のような対応を進めていくためには、市町村間の連携及び県と市町村との連携がますます重要になっている。

参考：国・県の動向等

第31次地方制度調査会答申（平成28年3月）〈抜粋〉

「人口減少社会において、（～略～）あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。」

県の計画上の位置付け

『山形県行財政改革推進プラン』（平成29年3月）に「県と市町村との連携・協働」を、
『山形県短期アクションプラン』（平成29年3月）に「市町村間や市町村との連携の強化」をそれぞれ明記。〔両プランの概要は「参考資料」を参照〕

2 今後の連携推進の基本的な考え方

(1) 県と市町村とのさらなる連携の趣旨

市町村の自立的な行政運営を確保するとともに、市町村それぞれの「地域創生」を実現し、ひいては県全体で「やまがた創生」を実現するため、これまでの地域内はもとより、地域の枠を越え、さらには分野の枠も越えて、県と市町村とのさらなる連携を推進する。

- 市町村において、人々の暮らしを支える行政サービスを安定的・持続的に提供していけるよう、自立的な行政運営を確保するとともに、人口減少問題の克服と成長力確保に向けた取組みを通じて、市町村それぞれの「地域創生」、県全体での「やまがた創生」を実現するため、県と市町村とのさらなる連携（県と市町村との連携だけでなく、県による調整・支援を通じた市町村間の連携を含む）を推進する。
- この場合、地域の実情を踏まえた連携の取組みは、引き続き、総合支庁と管内市町村との間で積極的に展開していくとともに、分野毎の課題に対しても、県と市町村が連携を密にし、効果的に対応していく。
- 加えて、行政ニーズの多様化・高度化に的確に対応していく観点から、連携すべき課題やニーズに応じて、県の本庁の関係部局と市町村が一体となり、地域の枠を越えた広域的な連携の取組みや分野の枠を越えた総合的な連携の取組みを積極的に創出・展開していく。

(2) 連携推進の視点

I 市町村の自立的な行政運営の確保

- ① 市町村の行政運営を支える基盤（人材、専門性・技術、財政等）へのサポートを行う。
- ② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大を図る。

① 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート

- 市町村が行政サービスを安定的・持続的に提供していくためには、人材、専門性・技術、財政等、行政運営を支える基盤を自らしっかり確立していく必要がある。
一方で、人口規模や財政状況等、市町村が置かれた状況は様々であり、市町村によっては十分な対応が困難な場合も想定される。このような場合、広域自治体である県が「補完機能」や「支援機能」を発揮し、必要なサポート（人材育成支援、専門的・技術的な業務に関する助言・支援、行財政運営に関する助言等）を行っていく。

② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大

- 市町村の限られた行財政資源を有効に活用するため、市町村の意向を踏まえつつ、県において、市町村間又は県と市町村間の事務の共同実施や市町村間の連携事業等の調整・支援を行い、市町村における業務の効率化や事業効果の拡大を図っていく。

Ⅱ 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

- ① 県・市町村の資源（人材、ノウハウ等）及び地域の多様な資源を効果的・総合的に活用する。
- ② 市町村の施策や事業構築のコーディネートを行う。
- ③ 先導的な取組みを創出・展開する。

① 県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用

- 「地域創生」、「やまがた創生」の実現のためには、地域の資源を最大限活かした取組みを戦略的に展開していくことが重要となる。

このため、企画段階から県と市町村が連携する形で、それぞれの人材やノウハウ及び地域の多様な資源を効果的・総合的に活用し、地域の力を結集した取組みを積極的に推進していく。

- この場合、とりわけ、市町村の地域密着の視点・ノウハウ、県の広域的・専門的な視点・ノウハウ（特に「シンクタンク機能*」や「コーディネート機能*」）といった、それぞれの強みを十分活用していくものとする。（以下の②③についても同様。）

※シンクタンク機能

国や他県、県内外の市町村の政策・事業等に関する情報の収集・研究や、地域に関するデータの分析、市町村等の地域関係者との情報交換等を通じて、地域において求められる政策や事業を企画立案・提案する機能

※コーディネート機能

市町村間又は県と市町村との連携推進に向けた検討・協議の場の設定や、県のネットワークを活かした市町村と専門機関・専門家との間の連絡調整等を行う機能

② 市町村の施策や事業構築のコーディネート

- 市町村において求められる施策や事業を、市町村が自ら主体的に、地域の実情を踏まえて効果的に構築できるよう、県は、市町村の意向を踏まえつつ、市町村間の連携や、市町村と大学や各種団体等の専門機関・専門家との間の連絡調整等のコーディネートを行う。

③ 先導的な取組みの創出・展開

- それぞれの市町村における「地域創生」の取組みや地域における連携の取組みを、県全体での「やまがた創生」の実現へと繋げていく観点から、他地域や全県のモデルとなるような先導的な取組みを、県と市町村が互いに知恵を絞りながら、創出・展開していく。

3 さらなる連携推進の方向性

(1) 連携推進に係る新たな方向性

- 「2 今後の連携推進の基本的な考え方」(市町村の自立的な行政運営の確保/「地域創生」、「やまがた創生」の実現)を踏まえ、これからの県と市町村との連携の「新たな方向性」を以下のとおり整理する。

<新たな方向性>

- i) 市町村における地域資源の捉え方や住民との関係性、
県が有する様々な情報やネットワーク、政策立案のノウハウ等を積極的に活用する。
- ii) 福祉や地域づくり等の分野を越えた総合的な取組みを推進する。
- iii) モデルとなる連携の取組みを創出して、他地域や全県への普及・展開を図る。

- この「新たな方向性」の下、次頁以降の「(2) 連携の枠組み」により、新たな連携の取組みを積極的・効果的に創出・展開し、県と市町村とのさらなる連携を推進する。
- 新たな連携の取組みの創出・展開にあたっては、連携の取組みの実効性を高めるため、「連携課題・ニーズ調査」等を通じて、県と市町村との間で連携すべき課題・ニーズを的確に把握・共有し、先進事例の研究や取組みの「見える化」を行いながら、県と市町村が一体となった検討を推進していく。

[平成29年6月実施の「連携課題・ニーズ調査」の結果概要は「参考資料」を参照]

(2) 連携の枠組み

I 市町村の自立的な行政運営の確保

○ 市町村が行政サービスを安定的・持続的に提供していけるよう、①市町村の行政運営を支える基盤へのサポートや、②市町村業務の効率化・事業効果の拡大を図るための連携を展開する。

連携手法としては、助言・支援や研修、事務の共同化等、県の「補完機能」や「支援機能」、「調整機能」の発揮を想定したものが主になる。

| 展開方法 | 具体的な展開内容（主なもの） ※「例」はこれまでの取組事例 | 主な連携手法 |
|-------------------|---|------------------------|
| ①行政運営を支える基盤へのサポート | <ul style="list-style-type: none"> ● 専門技術職員が不足する町村等への助言・支援、災害時の応援 ● 人事交流・研修等による人材育成支援（ICTの技術高度化等にも対応） ● 行財政運営に関する助言、検討の場の設置 例）水道事業のあり方検討 | 助言・支援 交流派遣 研修 |
| ②業務の効率化・事業効果の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務の共同実施／施設やシステムの共同設置・共同利用 例）個人住民税の共同催告、共同徴収／道路施設の点検診断業務の地域単位での一括発注／情報システムの共同化 ● 市町村間連携の促進 例）一部事務組合、事務の委託、定住自立圏、連携中枢都市圏 | 事務や施設等の共同化 広域連携の仕組み |

〈今後想定される連携テーマと検討方向の例〉

◇専門・技術的分野の支援〔展開方法①の例〕

- ・ 専門分野（土木、建築、農林、保健等）における、県や外郭団体による実践的な助言・支援の充実や人材育成の観点からの研修の充実等を検討

◇市町村の情報システムの運用支援〔展開方法①の例〕

- ・ 県及び市町村職員を対象としたIT人材育成研修の開催や専門的知識を有するITマネージャーの活用による技術的な支援のあり方を検討

II 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

- 地域の力を結集した戦略的な取組みを推進するため、①県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用、②県による市町村の施策や事業構築のコーディネート、③先導的な取組みの創出・展開といった連携を展開する。

主な連携手法は、効果的・適切な役割分担や協議会・研究会の設置、関係機関との連絡調整等であり、県と市町村の互いの強みの発揮や一体的な取組みを推進する。

※ ①②③の3つの展開方法は、それぞれ単独で展開されるだけでなく、①や②の取組み又は①と②を組み合わせた取組みを通じて、③の取組みにつなげていくといった段階的な展開も想定される。

| 展開方法 | 具体的な展開内容（主なもの） ※「例」はこれまでの取組事例 | 主な連携手法 |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| ①県・市町村の資源等の効果的・総合的な活用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町村との協働による事業の実施 例) 予算一体型：若者定着支援基金の運営（奨学金返還支援） 役割分担型：やまがた健康マイレージ事業 （県：企業協力依頼、市町村：参加者へのポイント付与、カード交付） ● 県と市町村で協議会等を設置し、各種事業を企画・実施 例) 全県及び各地域の観光協議会による観光振興の取組み ● 市町村の創意工夫による事業実施の支援 例) 市町村総合交付金 | 予算・役割分担 協議会 補助金・交付金 |
| ②施策や事業構築のコーディネート | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題の解決に向けた検討を行う場の設置 例) 最上地域政策研究所 （県・市町村職員による地域課題解決の施策立案） 地域別の移住交流推進協議会 （移住促進セミナーの企画） ● 市町村と専門機関との調整 例) 町村と県看護協会の連携による訪問看護サービスの立ち上げ支援 | 協議会 研究会 関係機関との連絡調整 専門家派遣 |
| ③先導的な取組みの創出・展開 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町村との連携によるモデル事業の展開 例) 地域運営組織の立ち上げなど、地域再生計画に基づく事業（先駆型、横展開型） 西村山地域広域連携協議会の下での高校生の下校用バスの調査運行 | 予算・役割分担 国制度活用 専門家派遣 |

〈今後想定される連携テーマと検討方向の例〉

◇若者移住〔展開方法①・③の例〕

- ・ 人口減少が著しい町村部において、県外からの若者世帯等の移住に向け、県と市町村の連携による、県外移住者向け住宅建設や空き家活用といった住環境整備と県・市町村の移住促進策（新規就農や若者創業への支援、移住セミナー・移住体験ツアーの開催等）の一体的展開のあり方を検討

◇離島振興〔展開方法①・③の例〕

- ・ 県、酒田市、とびしま未来協議会等の産学官民の連携の下、「観光交流」、「産業振興」、「安全・安心」、「移住定住」の4つの分野で、「飛島」の地域社会の維持や振興に向けた重点的な施策のあり方を検討

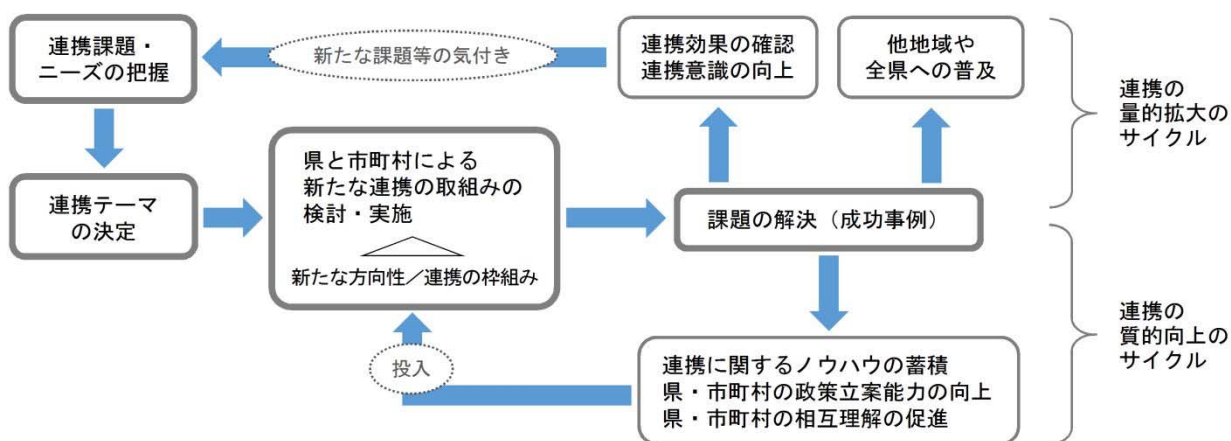
◇買い物支援〔展開方法③・①の例〕

- ・ 過疎化が進む地域における「買い物支援」について、住民ニーズを起点に、地域の実情に応じた取組みが広く展開されるよう、県と市町村の連携による、商業・福祉・地域交通等の分野を横断したモデル事業への支援のあり方を検討

参考：「県と市町村とのさらなる連携の推進」の展開イメージ

- 県と市町村との間で連携すべき課題やニーズを的確に把握・共有し、互いの合意の下に連携テーマを決定した上、新たな連携の取組みを一体となって検討・実施し、課題の解決につなげていく。

そして、こうした事例を積み重ねていくことを通じて、連携の量的拡大と質的向上をもたらす好循環を生み出していく。



4 連携推進に向けた体制

(1) 地域における推進体制

- 地域の実情を踏まえた連携の取組みは、引き続き、総合支庁と管内市町村からなる推進体制の下で積極的に展開する。

〈活動方向〉

- ・ 総合支庁の連携支援室を中心に、定期的な情報交換（市町村訪問、副首長／担当課長／担当レベルの各種会議等）を通じて、地域の課題を的確に把握・共有
- ・ 総合支庁の各部横断の「連携支援サポートチーム」を活用しながら、総合支庁と管内市町村との間で新たな連携の取組みを検討・実施
- ・ 取組みの検討・実施にあたっては、県の本庁関係部局とも適宜調整を図るとともに、他地域の取組みの「横展開」も推進

〔推進体制はP 4の〈連携支援室〉・〈連携支援サポートチーム〉のイメージを参照〕

(2) 全県的な推進体制

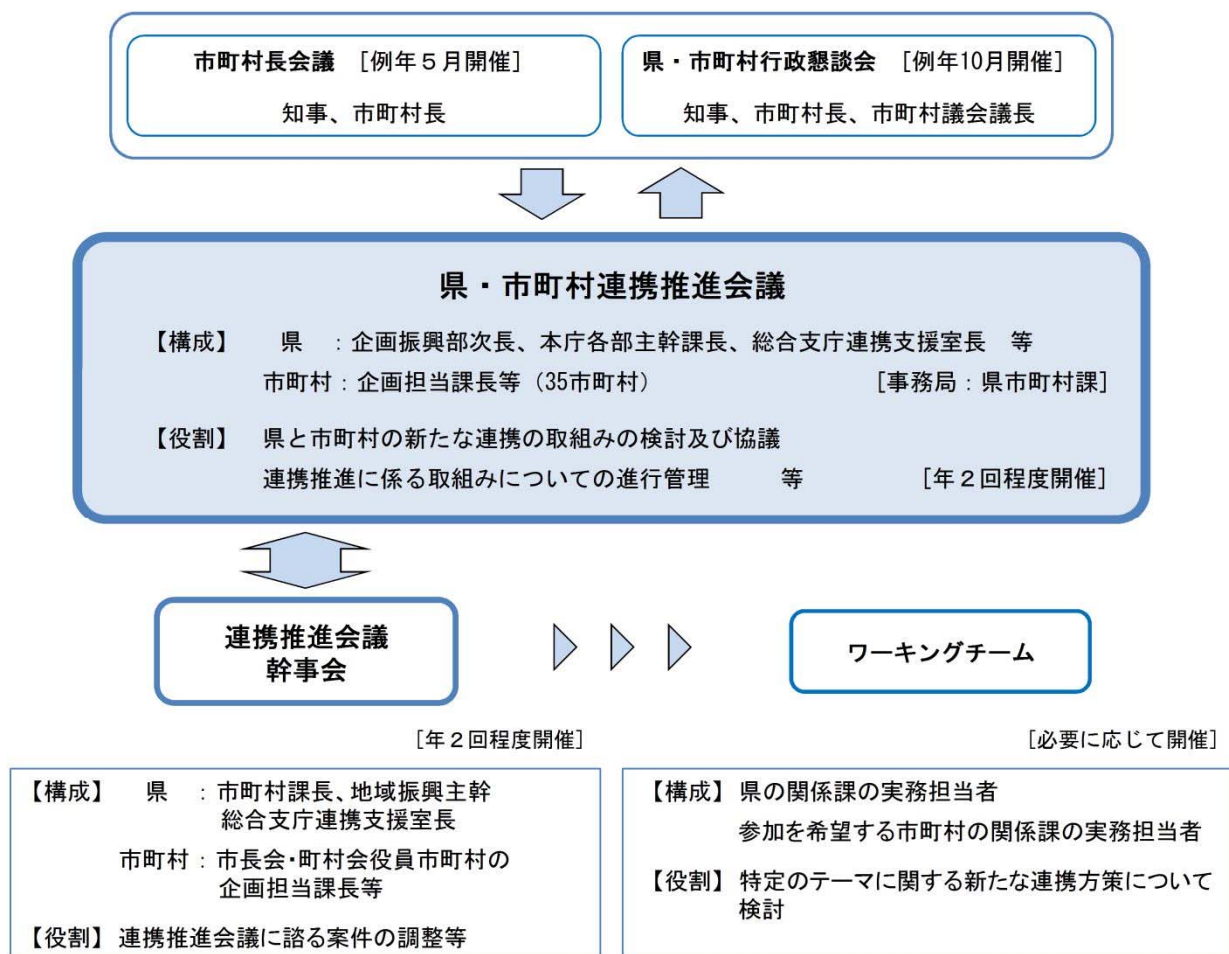
- 県と市町村及び市町村間の連携の取組みを、地域や分野の枠を越えて、より総合的・効果的に推進するため、県と市町村からなる「県・市町村連携推進会議」（平成29年8月31日設置）を母体とした取組みを展開する。

〔会議の設置要綱は「参考資料」を参照〕

〈活動方向〉

- ・ 「連携課題・ニーズ調査」の定期的な実施等を通じて連携すべき課題やニーズを把握し、連携推進会議において新たな連携テーマについて検討・協議
- ・ 具体的な連携方策について、既存の各種協議会等を活用するほか、必要に応じて県及び市町村の実務担当者からなるワーキングチームを開催し、検討
- ・ 連携推進会議において新たな連携の取組みを決定し、必要に応じて県・市町村で予算化した上で、具体的な取組みを実施
- ・ 併せて、県内外の先進事例の情報収集・提供（「見える化」）や意見交換を通じて、それら事例の「横展開」、「全県への展開」も推進

〈推進体制のイメージ〉



※テーマによっては、既存の各種協議会等で検討することも想定

〈年間スケジュールのイメージ〉

| | 県・市町村連携推進会議 関係 | その他 |
|------------------|--|---|
| 4月 | 連携課題・ニーズ調査 | |
| 5月 | ↓ ・新たな連携テーマ候補に係る検討・調整 | 市町村長会議 ・当年度に行う連携の取組みについて報告 |
| 6月 7月 | 第1回会議 ・新たな連携テーマについて協議・決定 ・県内外の先進事例の紹介（「見える化」） | |
| 8月 9月 | ↓ ・新たな連携テーマに係る具体的な連携方策について検討 （既存の協議会やワーキングチーム等において、本方針の「新たな方向性」・「連携の枠組み」を踏まえて検討） | |
| 10月 | | 県・市町村行政懇談会 ・新たな連携テーマに係る検討状況について報告 |
| 11月 12月 1月 | ↓ （必要に応じて県・市町村で予算計上） | |
| 2月 3月 | 第2回会議 ・次年度の連携の取組みについて協議・決定 ・新たな連携テーマ候補について意見交換 | |

※連携推進会議開催前に幹事会を開催
（その他必要に応じて開催）

〔参考資料〕

「県・市町村連携推進方針」の検討経過

| 年月日 | 会議等 | 内容 |
|-------------------|----------------------------|--|
| 平成 29 年 5 月 10 日 | 市町村長会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・「県と市町村とのさらなる連携の推進」の取組みについて説明 |
| 平成 29 年 5 月 26 日 | 県・市町村連携推進会議（仮称）準備会議（第 1 回） | <ul style="list-style-type: none"> ・「県と市町村とのさらなる連携の推進」の今後の進め方を確認 ・「連携推進方針（仮称）」骨子イメージについて協議 |
| 平成 29 年 8 月 25 日 | 県・市町村連携推進会議（仮称）準備会議（第 2 回） | <ul style="list-style-type: none"> ・「県・市町村連携推進会議（仮称）」の設立について協議 ・「連携推進方針（仮称）」（素案）について協議 |
| 平成 29 年 8 月 31 日 | 県・市町村連携推進会議（第 1 回） | <ul style="list-style-type: none"> ・「県・市町村連携推進会議」の設立を決定 ・「連携推進方針（仮称）」（素案）について協議 |
| 平成 29 年 10 月 19 日 | 県・市町村連携推進会議幹事会（第 1 回〔書面〕） | <ul style="list-style-type: none"> ・「連携推進方針（仮称）」骨子（案）を了承 |
| 平成 29 年 10 月 24 日 | 県・市町村行政懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「連携推進方針（仮称）」骨子について説明 |
| 平成 30 年 2 月 16 日 | 県・市町村連携推進会議幹事会（第 2 回〔書面〕） | <ul style="list-style-type: none"> ・「連携推進方針」（案）を了承 |
| 平成 30 年 2 月 16 日 | 市町村への意見照会（～3 月 2 日） | |
| 平成 30 年 3 月 19 日 | 県・市町村連携推進会議（第 2 回〔書面〕） | <ul style="list-style-type: none"> ・「連携推進方針」を決定 |

※「県・市町村連携推進会議（仮称）準備会議」の構成メンバーは、「県・市町村連携推進会議幹事会」と同じ。

県・市町村連携推進会議設置要綱

(目的)

第1条 県と市町村及び市町村間のさらなる連携を推進することを目的に、県・市町村連携推進会議（以下、「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県と市町村の新たな連携の取組みの検討及び協議に関すること。
- (2) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 連携推進会議に議長を置き、山形県企画振興部次長をもって充てる。
- 3 所掌事項を調整するため、連携推進会議に、幹事会を置く。
- 4 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 5 幹事会に幹事長を置き、山形県企画振興部市町村課長をもって充てる。
- 6 連携推進会議に、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。
- 7 ワーキングチームに関することは、議長が別に定める。

(連携推進会議)

第4条 連携推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長が座長となる。

- 2 議長に事故あるときには、議長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要と認めるときは、構成する者以外の者を連携推進会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

- 2 幹事長に事故あるときには、幹事長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 3 幹事長は、必要と認めるときは、構成する者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 連携推進会議の事務局は、山形県企画振興部市町村課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議に必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

別表 1

| 区分 | 団体名 | 職 名 |
|-------------------------|------|---------------------------|
| 市町村 | 全市町村 | 企画担当課長等 |
| 県 | 山形県 | 企画振興部次長 |
| | | 総務部人事課長 |
| | | 企画振興部企画調整課長 |
| | | 企画振興部市町村課長 |
| | | 企画振興部市町村課地域振興主幹 |
| | | 環境エネルギー部環境企画課長 |
| | | 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長 |
| | | 子育て推進部子育て支援課長 |
| | | 健康福祉部健康福祉企画課長 |
| | | 商工労働部産業政策課長 |
| | | 観光文化スポーツ部観光立県推進課長 |
| | | 農林水産部農政企画課長 |
| | | 県土整備部管理課長 |
| | | 会計局会計課長 |
| | | 監査委員事務局監査課長 |
| | | 人事委員会事務局職員課長 |
| | | 企業局総務企画課長 |
| | | 病院事業局県立病院課長 |
| | | 教育庁総務課長 |
| | | 警察本部警務部総務企画課長 |
| | | 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長 |
| 村山総合支庁総務企画部西村山総務課連携支援室長 | | |
| 村山総合支庁総務企画部北村山総務課連携支援室長 | | |

別表 2

| 区分 | 団体名 | 職 名 |
|-----|-----|-------------------------|
| 市町村 | 山形市 | 企画担当課長等 |
| | 東根市 | |
| | 長井市 | |
| | 山辺町 | |
| | 河北町 | |
| | 最上町 | |
| | 川西町 | |
| | 庄内町 | |
| 県 | 山形県 | 企画振興部市町村課長 |
| | | 企画振興部市町村課地域振興主幹 |
| | | 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長 |
| | | 村山総合支庁総務企画部西村山総務課連携支援室長 |
| | | 村山総合支庁総務企画部北村山総務課連携支援室長 |

「県内市町村を取り巻く情勢」に係る補足資料

1 県内市町村の人口減少・高齢化の状況

人口減少の状況
(2005→2010→2015)

| | 2005 | 2010 | 2015 |
|--------------|------------|------------|------------|
| 県人口 | 1,216,181人 | 1,168,924人 | 1,123,891人 |
| 増減数 | — | ▲47,257人 | ▲45,033人 |
| 増減率 | — | ▲3.9% | ▲3.9% |
| 市部人口 | 954,210人 | 924,003人 | 897,041人 |
| 増減数 | — | ▲30,207人 | ▲26,962人 |
| 増減率 | — | ▲3.2% | ▲2.9% |
| 町村部人口 | 261,971人 | 244,921人 | 226,850人 |
| 増減数 | — | ▲17,050人 | ▲18,071人 |
| 増減率 | — | ▲6.5% | ▲7.4% |

人口減少・高齢化率の進展見込み
(2015→2040推計)

| | 2015 | 2040推計 |
|--------------------|------------|----------|
| 県人口 | 1,123,891人 | 835,554人 |
| 県高齢化率 | 30.8% | 39.3% |
| 小規模市町村の状況 | | |
| 人口5千人未満 | 3町村 | 10町村 |
| 人口5千人～10千人未満 | 11町村 | 7町村 |
| 市町村の高齢化率の状況 | | |
| 高齢化率45%以上 | — | 9町村 |
| 高齢化率40%～45%未満 | 1町 | 15市町村 |

国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)に基づき整理

2 市町村間の連携の状況

地方自治法の広域的な連携の仕組みの活用

- 一部事務組合 (18件: 広域行政圏計画、病院、老人福祉施設、上下水道、ごみ処理、し尿処理、リサイクル施設、消防、救急等)
 - 広域連合 (2件: 国民健康保険、母子福祉、障害区分認定審査、後期高齢者医療等)
 - 協議会 (1件: 下水道共同管理)
 - 機関等の共同設置 (2件: 介護認定審査)
 - 事務の委託 (84件: 公務災害、介護認定審査、ごみ処理、し尿処理、消防、救急、教育、火葬場等)・・・市町村と一部事務組合間の委託を含む
- ※ 連携協約、事務の代替執行の事例はなし

参考: 県と市町村間 一部事務組合 (1件: 病院〔置賜広域病院組合〕)
事務の委託 (52件: 公平委員会事務〔県人事委員会への委託〕)
・・・一部事務組合からの委託を含む

『平成28年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』(総務省)に基づき整理

定住自立圏の形成

◇定住自立圏共生ビジョンを策定し、具体的な取組みを行っている圏域

- 山形定住自立圏 (平成23年11月策定 / 山形市を中心市に3市2町で構成)
- 庄内南部定住自立圏 (平成25年3月策定 / 鶴岡市を中心市に1市2町で構成)
- 庄内北部定住自立圏 (平成27年3月策定 / 酒田市を中心市に1市3町で構成)
- 新庄最上定住自立圏 (平成28年3月策定 / 新庄市を中心市に1市7町村で構成)

⇒ 休日・夜間の診療体制の充実、子育て支援センターの相互利用、広域観光の推進、地域公共交通ネットワーク構築、婚活活動支援、職員の合同研修等の取組みを実施

※ 上記圏域のほか、置賜地域の3市5町で、米沢市を中心市とする「置賜定住自立圏」の形成に向けた取組みを推進(平成30年度に共生ビジョンの策定を予定)

「県と市町村及び市町村間の連携課題・ニーズ調査」(H29 実施)の結果概要

1 調査の概要

- (1) 実施時期 平成 29 年 5 月 29 日～平成 29 年 6 月 23 日
(※県庁内各部局等・各総合支庁は 6 月 7 日～6 月 23 日)
- (2) 調査対象 全市町村 及び 県庁内各部局等・各総合支庁
- (3) 調査目的 「県と市町村及び市町村間の連携課題・ニーズ」の把握
- (4) 調査内容 「施策の連携」、「業務の連携」、「情報交換・共有／人的交流」について、それぞれ、「今後、連携が必要と考えられる施策・業務等」、「緊急性」、「想定される連携の形・内容・課題」等を調査
- (5) 回答結果 ①市町村分 173 件（施策の連携 87 件、業務の連携 68 件、情報交換等 18 件）
②県部局等分 40 件（施策の連携 32 件、業務の連携 6 件、情報交換等 2 件）

2 結果の概要（市町村の回答の主なもの）

(1) 施策の連携について

※県各部局等から関連する回答があったものには「*」を付している（その他以外）

| 項目 | 件数 |
|--------------------------------|----|
| ①若者の定着・回帰関係（移住定住、空き家対策、Uターン等）* | 17 |
| ②買い物支援関係（移動販売車導入、店舗設置支援等）* | 8 |
| ③生活交通対策関係（バス、鉄道等）* | 6 |
| ④離島振興関係（飛島の振興）* | 1 |
| ⑤観光振興関係（ジオパーク、インバウンド等）* | 16 |
| ⑥子育て支援関係（貧困、障がい児対策等）* | 4 |
| ⑦中山間地振興関係（地域コミュニティ対策等） | 4 |
| ○その他（健康づくり関係、地域経済の活性化関係等） | — |

(2) 業務の連携について

| 項目 | 件数 |
|-----------------------------|----|
| ①専門的・技術的業務関係（税務、文化財等） | 11 |
| ②災害対応業務関係（罹災証明書交付、職員相互派遣等）* | 5 |
| ③鳥獣被害対策関係* | 4 |
| ④水道事業関係（広域化、業務の共同化等）* | 17 |
| ○その他（職員採用関係等） | — |

(3) 人的交流/情報交換・共有について

| 項目 | 件数 |
|----------------------|----|
| ①人的交流関係（人事交流、研修派遣等） | 10 |
| ②情報共有関係（県予算・事業の情報等）* | 8 |

※1つの項目について複数の回答をしている市町村があることから、件数は市町村数とは異なる。

第3章 行財政改革の取組内容

第1 県民参加による県づくりの推進

～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応するとともに、「やまがた創生」を力強く推進していくため、市町村をはじめ、県民、NPO※、企業、大学等、多様な主体との連携・協働を進め、地域の力を結集した県民参加による県づくりを推進する。

1 県と市町村との連携・協働

(1) 地方創生に向けた県と市町村との連携・協働

- 人口減少社会が進展する中、地方創生に向けて、適切な役割分担の下、県・市町村に共通する行政課題に効果的・効率的に対応していくため、県と市町村との連携・協働を一層推進する。

① 県と市町村との連携・協働の推進

- ・ 「やまがた創生総合戦略」（平成27年10月策定）に位置付けられた県と市町村の連携事業を中心に、県と市町村との連携・協働を推進

② 総合支庁（連携支援室）と市町村との連携・支援の推進

- ・ 地域課題の解決に向けて、総合支庁（連携支援室）と市町村との連携・支援をより一層推進

③ 課題や情報の共有、検討や協議を進める仕組みづくり

- ・ 市町村のニーズを踏まえた、県と市町村の連携・協働を推進するための基本的方向性を整理した方針を策定
- ・ 市町村が抱える地域課題や連携に向けたニーズを把握
- ・ 地域別・テーマ別など、課題に応じた機動的・弾力的な検討・協議を実施

※ NPO：Non Profit Organization の略。民間非営利組織。特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、ボランティア団体や市民活動団体等の任意の社会貢献活動団体を含む。本プランにおいては、公益法人や公益を担う側面を持つ各種団体、例えば自治会や町内会等の地縁組織等を含む場合は、「NPO等」と記載している。

※『山形県行財政改革推進プラン』（平成29年3月）より抜粋

《工程表》

| | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | これまでの主な取組みと成果 |
|-----------------------------|----------|-----------------------|-------|-------|---|
| ① 県と市町村との連携・協働の推進 | 連携・協働の推進 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 「やまがた創生総合戦略」の策定（H27.10）／全市町村で地方版総合戦略を策定（～H28.3） 総合支庁に、市町村支援に重点化した「連携支援室」を設置（H28） |
| ② 総合支庁（連携支援室）と市町村との連携・支援の推進 | 連携・支援の推進 | （やまがた創生総合戦略の連携事業等を推進） | | | |
| ③ 課題や情報の共有、検討や協議を進める仕組みづくり | | | | | |
| ◎連携・協働を推進するための方針の策定 | 検討・策定 | 方針に基づく取組み | | | |
| ◎地域課題・連携ニーズの把握 | 調査・把握 | | | | |
| ◎地域別・テーマ別等の課題に対応した検討・協議 | 検討・協議 | | | | |

《目標指標》

- 県と市町村の連携・協働を推進する方針 → 方針策定（H29年度）

※『山形県短期アクションプラン』（平成29年3月）より抜粋

テーマ7 地域活力と多様な交流を生み出し災害に強い県土基盤の形成

【施策3】 地域の特性を活かし豊かさを実感できる圏域の形成
 【主担当部局：企画振興部】

1 目的
 都市と中山間地域がそれぞれの特性を踏まえ暮らしの質の向上に必要な機能やサービスを確保し高めるとともに、圏域間の連携により本県の活力の向上に結びつけていく。

2 事業の展開方向

- (1) コンパクトな都市機能を備えた利便性の高いまちづくりを促進するとともに、空き家を活用した子育て世帯の住み替え支援など、快適に安心して暮らせる居住環境の整備を促進し、活力ある都市の形成を図る。
- (2) 中山間地域をはじめ、持続可能な地域づくりに向けて、住民の地域への愛着や誇りの醸成と担い手を育成・確保するとともに、住民主体の地域づくり活動を促進し、地域で生活していくために必要なサービスの確保・創出に向けた支援等の充実を図る。
- (3) 除排雪体制の強化など、安全安心な生活環境を確保するとともに、雪の魅力の発信や交流の拡大、及び雪の利活用を促進することで、「いきいき雪国やまがたづくり」を推進する。
- (4) 都市と中山間地域の交流の促進や、**市町村間や県と市町村間の連携の強化**、近隣県等との交流・連携を促進し、生活の質や経済活力の向上を図るとともに、本県への移住促進や観光など交流人口の拡大を図り、地域の賑わいを創出する。

3 関係指標

| 目標指標 | | 現状値 | 目標値 (H32) | | | |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------|-----------|----------|----------|----------|
| 住民主体による地域づくりに係る活動拠点数〔創〕 | | 40 拠点 (H28 年度) | 200 拠点 | | | |
| 雪害による死亡者数 | | 3 人 (H27 年度) | 0 人 | | | |
| 県外からの転入者数-県外への転出者数〔創〕 | | △3,639 人 (H28 年) | △2,000 人 | | | |
| 連携中枢都市圏の形成数〔創〕 | | 0 (H27 年度) | 1 圏域 | | | |
| 主要事業に係る重要業績評価指標 (KPI) | | 現状値 | 指標値 (工程) | | | |
| 主要事業 | 項目 | | H29 | H30 | H31 | H32 |
| (1) | 立地適正化計画策定市町村数〔創〕 | 1 市 (H28 年度) | 1 市 | 1 市 | 2 市町 | 4 市町 |
| (2) | 地域づくり専門アドバイザーの派遣箇所数〔創〕 | 6 箇所 (H27 年度) | 11 箇所 | 16 箇所 | 18 箇所 | 20 箇所 |
| (3) | 除雪及び雪下ろしボランティアの登録数〔創〕 | 516 人 (H27 年度) | 660 人 | 740 人 | 820 人 | 900 人 |
| | 雪を活用した新たな取組みの件数 (累計)〔創〕 | 4 件 (H28 年度) | 6 件 | 8 件 | 10 件 | 12 件 |
| | 雪に強い住宅リフォーム新規補助件数 (累計)〔創〕 | 427 件 (H27 年度) | 1,200 件 | 1,600 件 | 2,000 件 | 2,400 件 |
| (4) | 移住交流ポータルサイト「すまいる山形暮らし情報館」のアクセス件数〔創〕 | 43,004 件 (H27 年度) | 50,000 件 | 60,000 件 | 70,000 件 | 80,000 件 |
| | 首都圏からの移住者数 (累計)〔創〕 | 23 人 (H27 年度) | 114 人 | 192 人 | 300 人 | 428 人 |
| | 「やまがたハッピーライフ情報センター」への年間相談件数〔創〕 | 306 件 (H27 年度) | 400 件 | 500 件 | 600 件 | 700 件 |

※『山形県短期アクションプラン』（平成29年3月）より抜粋

| 4 主要事業 | | |
|----------------------|----------|--|
| 項目 | 部局 | 主な取組内容 |
| ③ 地域生活を支えるサービスの確保・創出 | 企画 | ・地域の実情に応じたデマンド型交通、コミュニティバス等の導入やICT活用検討等、持続可能な交通システムの構築等に取り組む市町村に対する支援の推進 |
| | 商工 | ・宅配や移動販売等住民ニーズに対応したサービスの提供等、地域商業の機能強化に向けた取組みへの支援 |
| | 子育 | ・祖父母世代と子どもたちとの世代間交流の場の創設支援等、子育て支援・交流活動の促進 |
| | 健福 | ・地域住民が主体となって運営する「福祉型小さな拠点（仮称）」の創設等、高齢者の健康と暮らしを支える地域の絆と仕組みづくりの推進 |
| | 健福 | ・県民誰もが健康づくりに取り組むことができる「やまがた健康づくりステーション」設置促進 |
| | 農林 | ・地域の農林水産資源や農山漁村の観光資源等を活かした新たなビジネス創出の促進 |
| | 農林 商工 | ・山村留学や教育旅行の受入れ等、農家民宿や廃校などを活用した都市と農村との交流の推進 |

(3) 「いきいき雪国やまがた」づくりの推進

| | | |
|-----------------------|------|---|
| ① 「住んでよし」の安全・安心な雪国づくり | 県土 | <ul style="list-style-type: none"> ・防雪柵、流雪溝等の整備や除雪機械の拡充による安全な冬季道路交通の確保 ・地域の共助や広域的な除雪ボランティア活動の拡大による除排雪体制の拡充 ・降雪予測や道路状況など県民に対する情報提供の充実 ・克雪住宅の普及等、安心な生活環境の確保 |
| | 企画 | |
| | 企画 | |
| | 企画 | |
| ② 雪の魅力の発信と交流の拡大 | 県土 | <ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき雪国やまがた県民会議」等による情報発信の強化 ・雪国文化の伝承や、雪遊び、冬期スポーツ等、雪に親しむ機会の創出による「雪国やまがた」への誇りや愛着の醸成 ・冬の観光キャンペーンの充実等、「雪国やまがた」のブランド化による観光誘客の拡大 |
| | 企画 | |
| | 企画 | |
| ③ 雪の利活用の促進 | 環エ | <ul style="list-style-type: none"> ・雪氷熱エネルギーを活かした雪室、雪冷房システム等の整備の促進 ・雪国生活の利便性向上に向けた技術・製品開発の促進 ・雪が持つイメージ活用等、本県農産物のブランド化の推進 |
| | 企画 | |
| | 関係部局 | |
| | 農林 | |

(4) 活力を高める多様な交流・連携の促進

| | | |
|---------------------|------|---|
| ① 都市と中山間地域の交流の促進 | 農林 | <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化の取組みが集積する「アグリランド構想」の創出による付加価値の向上と交流人口の拡大の促進 ・山村留学や教育旅行の受入れ等、農家民宿や廃校などを活用した都市と農村との交流の推進 |
| | 農林 | |
| | 商工 | |
| ② 市町村間や県と市町村との連携の強化 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏や連携中枢都市圏等による市町村間の新たな広域連携の促進 ・各総合支庁連携支援サポートチームによる地域課題の解決に向けた総合的な支援の展開 ・県と市町村との連携に係る指針の策定、ニーズ等の把握、これらに基づく検討・調整の仕組みの構築による具体的な連携事業の促進 |
| | 総務 | |
| | 企画 | |
| | 関係部局 | |